

こくみんけんこうほけん 国民健康保険とは なん 何ですか？ (やさしい日本語版)

びょうき けがを したとき、びょういん 病院に いきます。そのときに かかるお金を いりょうひ 医療費といいます。

このいりょうひを みんなで たすけあう 助け合うしくみが こくみんけんこうほけん 国民健康保険です。

にほん 日本に す 住む人は みんな けんこうほけん 健康保険に はい 入らなければなりません。

1. どんな人が入りますか？

かいしゃ 会社などで はたら 働いている ひと 人	→	かいしゃ けんこうほけん 会社の健康保険
い がい ひと それ以外の 人 (たとえば、じぶん 自分で みせ お店を やっている ひと や しごと 仕事を やめた ひと)	→	こくみんけんこうほけん 国民健康保険

2. 住んでいる 市や町の 役所の 国民健康保険のところに 行ってください。

(1) 入る人

つぎ ひと 次的人是 かならず 必ず てつづ 手続きを します。

・かいしゃ けんこうほけん 会社の健康保険に はい 入っていない ひと 人

(じぶん 自分で みせ お店を やっている ひと や しごと 仕事を やめた ひと など)

・じゅうみんひょう 住民票があり げつ 3か月より なが 長い ざいりゅうし 在留資格の ひと 人

※ げつ 3か月より みじか 短い ひと でも、げつ 3か月より なが 長い ざいしよくしょうめいしょ 在職証明書などが あれば はい 入ることが できます。
ざいしよくしょうめいしょ 在職証明書とは、「あなたが このかいしゃ 会社で はたらいています」というかみ 紙です。かいしゃ 会社が つくり 作ります。

(2) やめる人

つぎ ひと 次的人是 す 住んでいる 市や町の 役所に そうだん 相談して ください

じぶん 自分の くに 国へ かえ 帰る ひと 、かいしゃ 会社の けんこうほけん 健康保険に はい 入る ひと 、ほか 市の 市や町へ ひ こ 引っ越す ひと

3. どん^{こく}な^{みん}とき^{けんこう}に 国民健康保険^{ほけん}を 使^{つか}いますか？

- ・ 病^{びょう}気^きや け^けが^がを したとき 病^{びょう}院^{いん}に 行^いき^きます。 病^{びょう}院^{いん}に 「保^ほ険^{けん}証^{しやう}」を 見^みせ^せます。
病^{びょう}院^{いん}へ 払^{はら}う お金^{かね}が 30%に なり^{なり}ます。
- ・ (払^{はら}う お金^{かね}の %は 年^{ねん}齢^{れい}や 収^{しゅう}入^{にゅう}<=はた^はら^らい^て もら^{もら}った 給^{きゅう}料^{りょう}など>によ^よっ^て 変^かわ^わる^るこ^こと^とが あ^あり^りま^ます)
- ・ 手^{しゅ}術^{じゆつ}など^どで 病^{びょう}院^{いん}へ 払^{はら}うお金^{かね}が 高^{たか}いとき お金^{かね}が 戻^{もど}っ^てき^きま^ます。
- ・ 子^こども^もを 産^うんだとき お金^{かね}が もら^{もら}え^えま^ます。
- ・ 保^ほ険^{けん}に 入^{はい}っ^てい^いる 人^{ひと}が 死^しん^で 葬^{そう}式^{しき}を したとき 家^か族^{ぞく}が お金^{かね}を もら^{もら}え^えま^ます。
- ・ 健^{けん}康^{こう}診^{しん}断^{だん}(あ^あな^なた^たの 体^{からだ}が 元^{げん}気^きか 調^{しら}べ^るこ^こと)を 受^うけ^るこ^こと^とが でき^{でき}ま^ます。

4. 保^ほ険^{けん}のお金^{かね}(税^{ぜい}金^{きん})を 必^{かならず} 払^{はら}っ^てく^くだ^ださ^さい。ぎ^ぎむ^むで^です。

- ・ 毎^{まい}月^{げつ} 決^きま^まった日^ひに 保^ほ険^{けん}のお金^{かね}(税^{ぜい}金^{きん})を 払^{はら}い^いま^ます。
- ・ 1年^{ねん}以^い上^{じょう} 理^り由^{ゆう}な^なく 保^ほ険^{けん}のお金^{かね}(税^{ぜい}金^{きん})を 払^{はら}わ^わな^ない^いと 病^{びょう}院^{いん}へ 払^{はら}う お金^{かね}が 100%に な^{なり}ま^ます。
- ・ 保^ほ険^{けん}のお金^{かね}(税^{ぜい}金^{きん})は 人^{ひと}によ^よっ^て 違^{ちが}い^いま^ます。
- ・ 住^すん^でい^いる市^しや町^{まち}がち^ちが^がうと 保^ほ険^{けん}のお金^{かね}が 違^{ちが}い^いま^ます。

5. そ^{ほか}の 大^{だい}事^じな^なこ^こと

- ・ 交^{こう}通^{つう}事^じ故^こで、病^{びょう}院^{いん}に 行^いくとき 国^{こく}民^{みん}健^{けん}康^{こう}保^ほ険^{けん}を 使^{つか}う人^{ひと} は 市^し町^{ちょう}に 紙^{かみ}を^をだ^だし^して^てく^くだ^ださ^さい。
- ・ 75歳^{さい}以^い上^{じょう}の 人^{ひと}は 別^{べつ}の 医^い療^{りょう}保^ほ険^{けん}に 入^{はい}り^りま^ます。後^{こう}期^き高^{こう}齢^{れい}者^{しゃ}医^い療^{りょう}制^{せい}度^ど とい^いい^いま^ます。

6. わからないことは あなたが ^す住んでいる ^し市や^{まち}町の ^{やくしよ}役所に ^き聞いてください。

^し 市や ^{まち} 町の ^{なまえ} 名前	^{しずおか} し 静岡市
^{こくみんけんこうほけん} 国民健康保険の ^{なまえ} ところの名前	^{くやくしよ} 区役所 ^{ほけんねんきんか} 保険年金課(^{ほけんたんとう} 保険担当)
^{でんわばんごう} 電話番号	^{あおい} く ^{やくしよ} 葵区役所 (054)221-1070 ^{するが} く ^{やくしよ} 駿河区役所 (054)287-8621 ^{しみず} く ^{やくしよ} 清水区役所 (054)354-2141

ネットのページ

